第

6 6 7 9

号



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2021年)令和3年 5月 13日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp

▲ 法人が交付を受ける助成金等の収益計上時期

A:次のようになっています。

【解説】

法人税における収入の収益計上時期は、原 則として、その収入すべき権利が確定した日 の属する事業年度となります。

新型コロナ関連の助成金等については、国 や地方公共団体による助成金等の交付が決定 された日に、収入すべき権利が確定すると考 えられますことから、原則として、その助成金 等の交付決定がされた日の属する事業年度の 収益として計上することとなります。

ただし、その助成金等が、経費を補填するために法令の規定等に基づき交付されるもので、あらかじめその交付を受けるために必要な手続をしている場合には、その経費が発生した事業年度中に助成金等の交付決定がされていないとしても、その経費と助成金等の収益が対応するように、その助成金等の収益計上時期はその経費が発生した日の属する事業年度として取り扱うこととされています。

ここでいう必要な手続とは、例えば、休業手当について雇用調整助成金を受けるための事前の休業等計画届の提出などが該当しますが、新型コロナについては、事前の休業等計画届の提出は不要とされていますので、この場合の雇用調整助成金の収益計上時期は、原則として、交付決定日の属する事業年度になります。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】







